

建築主・設計者等の皆様へ

令和7年4月1日から  
確認申請等の手数料の一部が変わります

令和7年4月1日以降に兵庫県に申請される確認申請等の手数料は、次の表1の金額となる予定です。

〔令和7年3月下旬頃の県議会の議決<sup>※</sup>後、確定した手数料を県ホームページにてご案内しますので、右のQRコードからご確認ください。〕



表1 確認申請等手数料

(単位：円)

床面積の合計	確認申請	中間検査	完了検査	
			中間検査あり	中間検査なし
30 m <sup>2</sup> 以内	11,000	12,000	13,000	14,000
30 m <sup>2</sup> 超 100 m <sup>2</sup> 以内	19,000	16,000	17,000	18,000
100 m <sup>2</sup> 超 200 m <sup>2</sup> 以内	<b>53,000</b>	<b>20,000</b>	<b>24,000</b>	<b>25,000</b>
200 m <sup>2</sup> 超 300 m <sup>2</sup> 以内	<b>57,000</b>	<b>27,000</b>	<b>33,000</b>	<b>34,000</b>
300 m <sup>2</sup> 超 1000 m <sup>2</sup> 以内	68,000	40,000	45,000	47,000
1,000 m <sup>2</sup> 超 2,000 m <sup>2</sup> 以内	93,000	53,000	61,000	64,000
2,000 m <sup>2</sup> 超 10,000 m <sup>2</sup> 以内	221,000	120,000	147,000	157,000
10,000 m <sup>2</sup> 超 50,000 m <sup>2</sup> 以内	338,000	190,000	232,000	242,000
50,000 m <sup>2</sup> 超	609,000	380,000	437,000	457,000
上記金額への省エネ基準に係る手数料加算については、裏面①、②をご参照ください	裏面① 表2参照	—	裏面② 表3参照	

ゴシック太字部分：今回変更・新設する面積区分・手数料（予定）

(問合せ先)	
兵庫県まちづくり部建築指導課	078-341-7711
阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課	0797-83-3192
東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課	079-421-9226
北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課	0795-42-9406
中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課	079-281-9653
まちづくり建築第2課	079-281-9061
但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課	0796-26-3756
まちづくり建築第2課	0796-26-3757
丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課	0795-73-3862
淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課	0799-26-3247



※ 県議会の議決の状況の問合せ先は、兵庫県まちづくり部建築指導課です。

## ① 確認申請の省エネ基準手数料の加算

住宅を新築、増築又は改築するとき外皮性能と一次エネルギー消費性能の両方を仕様基準に適合させる場合、これを建築確認で審査します。このときの確認申請手数料の金額は、表面の表1に次の表2の加算額を加算した金額となります。

表2

(単位：円)

床面積の合計		加算額	
住 宅	一戸建ての住宅	200 m <sup>2</sup> 未満	19,000
		200 m <sup>2</sup> 以上	21,000
	一戸建ての住宅 以外の住宅 (共同住宅等)	300 m <sup>2</sup> 未満	34,000
		300 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	62,000
		2,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	119,000
		5,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	170,000
		10,000 m <sup>2</sup> 以上 25,000 m <sup>2</sup> 未満	308,000
		25,000 m <sup>2</sup> 以上 50,000 m <sup>2</sup> 未満	500,000
		50,000 m <sup>2</sup> 以上	881,000

ゴシック太字部分：今回新設する手数料（予定）

注1 次のものは表2の対象ではありません。

- (1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けたもの
- (2) 設計住宅性能評価を受けたもの
- (3) 長期優良住宅の認定又は長期使用構造等の確認を受けたもの
- (4) 都市の低炭素化の促進に関する法律第10条第9項若しくは第54条第8項又は建築物省エネ法第18条第2項若しくは第30条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされるもの

## ② 完了検査の省エネ基準手数料の加算

全ての建築物（建築確認で省エネ基準が審査されないものを除く。）の完了検査で省エネ基準に適合しているかどうかを検査します。このときの完了検査手数料の金額は、表面の表1に次の表3の加算額を加算した金額となります。

表3

(単位：円)

床面積の合計		加算額		
		住宅	非住宅	
建 築 物	一戸建ての住宅	(面積区分なし)	4,500	
	一戸建ての住宅 以外の建築物	300 m <sup>2</sup> 未満	9,000	9,000
		300 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	19,000	17,000
		1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満		28,000
		2,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	43,000	85,000
		5,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	78,000	134,000
		10,000 m <sup>2</sup> 以上 25,000 m <sup>2</sup> 未満	125,000	169,000
		25,000 m <sup>2</sup> 以上 50,000 m <sup>2</sup> 未満	189,000	211,000
		50,000 m <sup>2</sup> 以上	286,000	296,000

ゴシック太字部分：今回新設する手数料（予定）

注2 複合建築物の完了検査における加算額は、表3の住宅の部分の床面積の合計に応じた額と非住宅の部分の床面積の合計に応じた額の合計額です。

※ このチラシの「住宅」は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号に規定する住宅、「非住宅」は同項第1号に規定する非住宅建築物をいいます。